

皆さんの話し合いで取り組む「地域集積協力金」とは？

実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に、協力金が支給されます。

I 集積・集約化タイプ

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

- これまで、国が定める上限単価内で、都道府県が交付単価を設定していましたが、全国一律の固定単価になりました。
- 中山間地域等の最低活用率要件が、平地の5分の1に緩和されました。

■ 交付要件：交付対象面積の1割以上が、新たに担い手に集積されること。

	機構の活用率※1		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	—	50%超	2.8万円/10a

※1 機構の活用率

当該年度の機構への貸付け面積 ÷ 地域の農地面積(前年度までの貸付け面積除く)

※ 貸付期間が6年未満の農地は、交付対象外(機構の活用率には加算)

※ 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超が10%超となります。

II 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により、農地の集約化に取り組む地域を支援します。

■ 交付要件：次のいずれかを満たすこと。

- 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地及び樹園地については0.5ha以上)の団地面積の割合が20ポイント増加すること。
- すでに担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が、1.5倍以上になること

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	1.6万円/10a
区分2	70%超	2.2万円/10a

【人・農地プランに関する問い合わせ先】
指宿市 農政課 人・農地プラン推進室 推進係
☎22-2111(内線724)

【農地の貸し借りに関する問い合わせ先】
指宿市農業委員会事務局 振興係
☎22-2111(内線722)

策定しました！

馬水田地区 (指宿市開聞土地改良区内)

「人・農地プラン」



「人・農地プラン」とは？

「人口減少」や「高齢化」により、地域内の農地の荒廃化が懸念されています。

また、農業においては、「担い手不足」が深刻な課題となりつつあります。

住み慣れた地域の自然環境や原風景を次代につないでいくことは、私たちの責任であり、大切な役割です。

「人・農地プラン」は、地域内の農地が耕作されずに荒れしていくことがないよう、農地を必要とする担い手農家にできるだけ集めながら、地域の営農を持続させ、環境を守っていくための「未来の設計図」です。

人・農地プランは、次の手順で策定されます。

- ① 地域内の耕作者や農地の所有者にアンケートを実施
- ② アンケートに基づき、地域内農地の耕作状況や耕作者の年代、後継者の有無を現状と5～10年後の将来に図面化。
- ③ 図面を基に、地域の将来の方針決定

策定されたプランは、今後、地域の皆さんの話し合いで随時見直しを行い、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングや担い手への集積、荒廃農地の発生防止に活用します。



本市の「人・農地プラン」

■ 平成24年9月

「指宿地域」、「山川地域」、「開聞地域」の3つのプランを策定。

■ 平成30年3月

指宿地域から「新西方地区」が独立してプランを策定。

現在4つのプランを策定中。

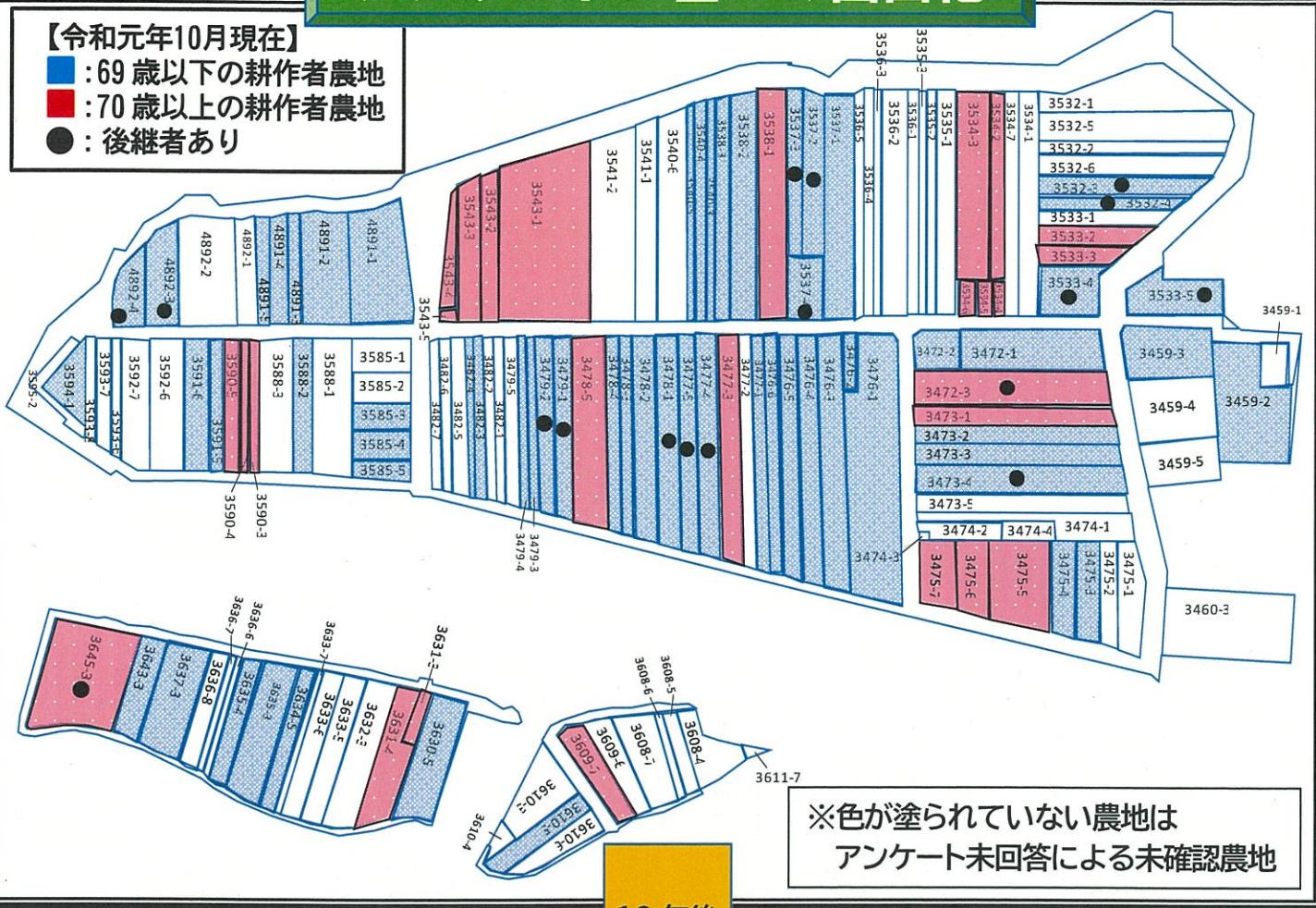
国は、農業者や農地の所有者等が話し合いをしやすい集落等の単位でのプランが望ましいとして、既存プランの細分化(人・農地プランの実質化)を求めていました。

市では、関係機関との協議により、農地の維持・保全活動や地域農業の担い手の育成・確保に取り組む「環境整備会」を構成する集落を単位として、人・農地プランの実質化を図りました。

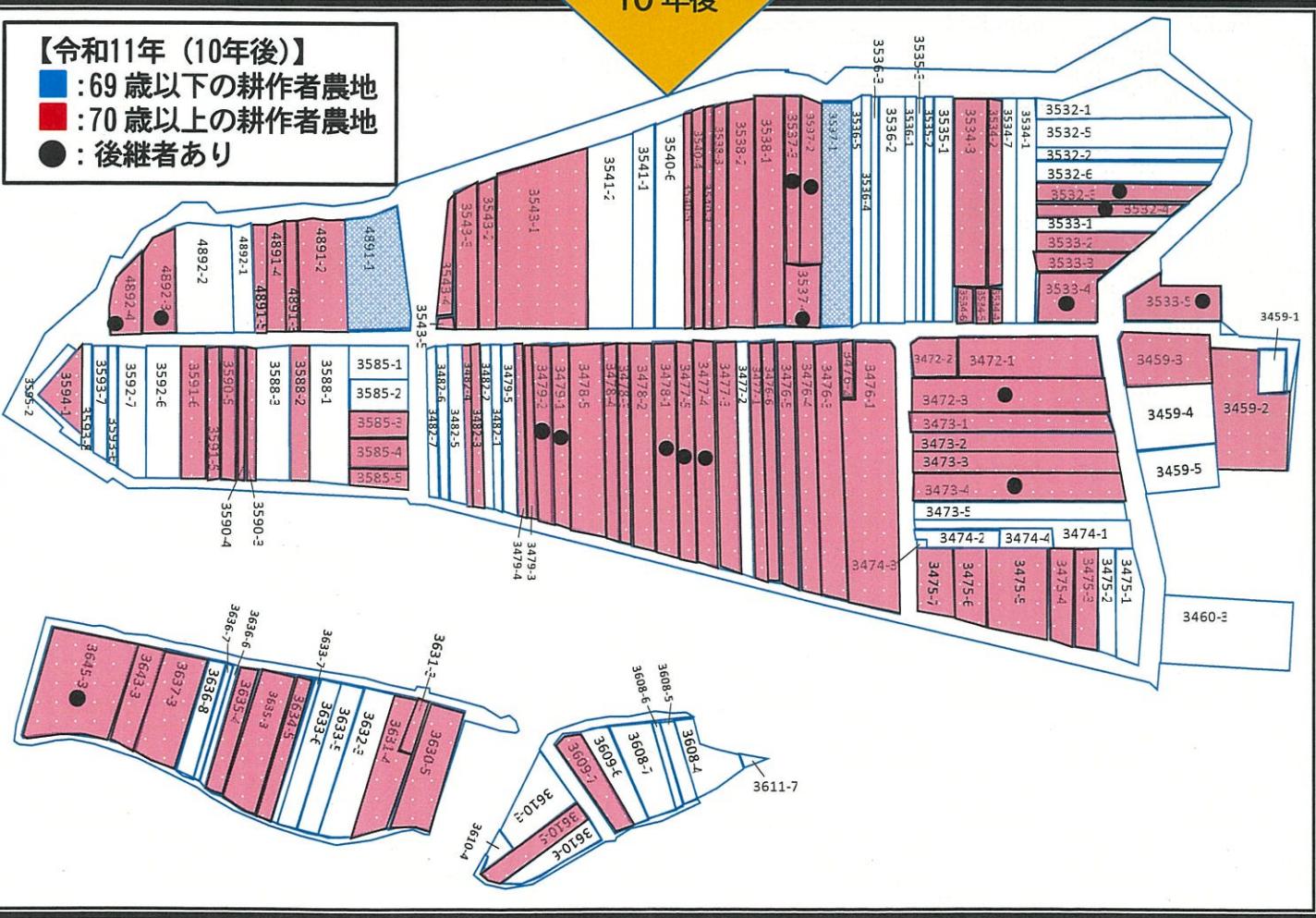
このたび、指宿市開聞土地改良区役員の皆さんのご協力により、馬水田地区的プランが完成しましたので、お知らせします。

アンケートに基づく図面化

【令和元年10月現在】
 ■ : 69歳以下の耕作者農地
 ■ : 70歳以上の耕作者農地
 ● : 後継者あり



【令和11年（10年後）】
 ■ : 69歳以下の耕作者農地
 ■ : 70歳以上の耕作者農地
 ● : 後継者あり



馬水田地区アンケートの結果

馬水田水田については、農地中間管理事業の「地域集積協力金」への取組の可能性を探るため、令和元年10月に、耕作者と農地の所有者に対し、アンケート調査を行いました。

アンケート調査の結果に基づき、耕作者の年齢、後継者の有無を図面化し、皆さんに協議していただくこととしていました。

しかしながら、国内でも新型コロナウイルス感染症が拡大し、本市においてはクラスターも発生したことから、集会等の自粛を余儀なくされてきたところです。

加えて、馬水田地区の基盤整備後の換地登記も大幅に遅れたことから、取組ができない状態になりました。

地域集積協力金へ取り組むためには、馬水田地区の「人・農地プラン」の策定が不可欠となります。

新型コロナウイルス感染症の収束後、スムーズな話し合いが行えるよう、指宿市開闢土地改良区の役員の皆さんにご協議いただき、馬水田地区「人・農地プラン」を策定しましたのでお知らせします。

■ 対象者 111人

■ アンケート回答者 49人(回答率44.1%)

農業委員会の過去の調査資料活用 76人

耕作者年齢 57~85歳(平均69歳)

■ 後継者の有無 49人中7人あり

■ 今後の経営の希望

○ 拡大 1人 ○ 維持 23人

○ 縮小 5人 ○ 離農 3人

■ 縮小・離農と答えた人の農地の取扱い

○ 貸したい 5人 0.35ha

○ 売りたい 6人 0.23ha

■ 拡大と答えた人の農地の取扱い

○ 借りたい 2人 1.5ha

○ 買いたい 0人 0.0ha

■ その他

○ 若手農家の不在、耕作者の高齢化による共同作業時の人手不足と耕作放棄地の発生が懸念。

○ 農地の荒廃化防止のための担い手への集積。

○ 表作・裏作による相対契約の多さが課題。

馬水田地区「人・農地プラン」

1. 対象地区的現状

- (1) 地区内の耕地面積 8.9ha
- (2) アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 5.5ha
- (3) 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計 1.7ha
- ① うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 1.0ha
- ② うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0.3ha
- (4) 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 1.5ha

2. 対象地区的課題

- ・水田地帯のため、期間借地による農地利用が多く、手続きの煩雑さから、基盤法による利用権設定や農地中間管理事業が活用されていない。加えて、相続未登記農地も多く残っている。
- ・地区内には現在耕作放棄地はないが、70歳以上で後継者が未定の耕作者多く、今後は遊休農地の発生も見込まれることから対策が必要となってくる。
- ・所有者・耕作者の高齢化により、施設の維持管理の継続が困難となってきている。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地区内の水田利用は、中心経営体である認定農業者等14経営体が担うほか、新たな農地の受け手を確保するためにも、入作を希望する若い認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。
- ・遊休農地を発生させないためにも、近い将来農地をスムーズに中心経営体へ引き継いでいくよう、裏作・表作のいずれかの耕作者による農地中間管理権の設定を推進し、農地中間管理事業を活用した中心経営体への農地集積・集約化に取り組んでいく。